



筑紫女学園大学リポジト

原因の能力を意味する第五格接尾辞について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2024-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石村, 克 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000038

原因の能力を意味する第五格接尾辞について

石 村 克

On the Ablative Case Ending in the Sense of the Capacity of Causes

Suguru ISHIMURA

0. はじめに

古典サンスクリットにおいて、原因 (hetu) の能力の意味で第五格接尾辞 (pañcamī vibhaktiḥ) が用いられることは周知の事実である。パーニニ文法学の創始者であるパーニニ (Pāṇini) は、この第五格接尾辞を A 2.3.28 apādāne pañcamī, A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ, A 2.3.24 akartary ṛṇe pañcamī, A 2.3.25 vibhāṣā guṇe 'striyām という四つの規則によって規定している¹。しかし、これらの規則だけによって、原因の能力を意味する第五格接尾辞の用法すべてを正当化することはできない。そのため、後代の文法学者たちは、様々な工夫をして、これらの規則を解釈しなければならなかった。本稿では、パーニニ文法学に通じた仏教徒、ジネーンドラブッディ (Jinendrabuddhi) がどのように原因の能力を意味する第五格接尾辞の用法すべてを正当化しているか、および、彼に対する後代のパーニニ文法学者、ハラダッタ (Haradattamiśra)、バットージ (Bhaṭṭojidikṣita)、ナーゲーシャ (Nāgeśabhaṭṭa) の批判を明らかにする。

1. 原因の概念

第五格接尾辞で終わる単語の意味の一つである〈原因〉(hetu) は、実体・性質・行為という結果を実現する能力を持つ実在者 (phalāsāadhanayogyaḥ padārthaḥ) のことであり、いわゆる〈実現因〉(janakahetu, kārahetu) のことである。これは、実際に結果を生じさせる実在者としてではなく、あくまで結果を生じさせる可能性を持つ実在者として意図されているものである²。この点で、実現因は、行為を実現する場合でも、実際に行為のみを実現する〈行為実現者〉(kāraaka)

と区別され、その行為に実際に関与しているものとしては意図されていない。実現因の能力・関係（因果関係）は、行為実現者の能力・関係ではなく、〈残余の関係〉（śeṣa）、すなわち、それ以外の能力・関係に分類される。文において行為表示語が表示する行為と関係する場合でも、実現因表示語は、行為表示語に、行為実現者表示語が〈行為と行為実現者の関係〉（kriyākāraḥ sambandha）を通じて関係するのとは違って、〈可能的因果関係〉（hetuhetumadbhāva）を通じて関係する。また、この第五格接尾辞で終わる単語の意味である実現因は、恐れる行為・守る行為・発生行為の行為実現者として意図されている場合には、〈分離始点〉（apādāna）として扱われる。

2. パー二二

2.1. 行為実現者としての実現因の能力を表示する第五格接尾辞

行為実現者としての実現因を意味する第五格接尾辞は、A 2.3.28 apādāne pañcamī と A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ によって規定されている。A 2.3.28は「分離始点（apādāna）という行為実現者の能力の意味で第五格接尾辞が起こる」ということを規定している。分離始点は A 1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam から A 1.4.31 bhuvāḥ prabhavaḥ までで規定されている。それらのうち、実現因としての分離始点は A 1.4.30によって規定されている。A 1.4.30は「発生行為の行為主体の質料因（prakṛti）は行為実現者であるとき「分離始点」という文法用語で呼ばれる」ということを規定している。A 2.3.28と A 1.4.30を組み合わせれば、「発生行為の行為主体の質料因という分離始点の能力の意味で第五格接尾辞が起こる」ということが規定されていることになる。

2.2. 行為実現者でない実現因の能力を意味する第五格接尾辞

行為実現者ではない実現因を意味する第五格接尾辞は、A 2.3.24 akartary ṛṇe pañcamī と A 2.3.25 vibhāṣā guṇe 'striyām という二つの規則によって規定されている。この二つの規則には、A 2.3.23 hetau 「実現因の能力の意味で第三格接尾辞が起こる」という規則から、'hetau' 「実現因の能力の意味で」という表現が継起する。

A 2.3.24は、A 2.3.23の例外規則であり、「行為主体ではない負債である実現因の能力の意味では、第三格接尾辞ではなく、第五格接尾辞が起こる」ということを規定している。負債が行為主体ではない実現因である場合には、“śatād baddhaḥ” 「彼は100の負債を実現因として拘束された」という用例におけるように、第五格接尾辞のみが生じる。負債が行為主体、すなわち、A 1.4.55 tatprayojako hetuś ca 「自立的な行為主体を使役する主体は、「行為主体」「使役主体」という文法用語で呼ばれる」によって規定された使役主体である場合には、“śatena bandhitaḥ” 「100の負債が彼を拘束せしめた」という用例におけるように、A 2.3.18 kartṛkaraṇayos tṛtiyā 「行為主体と行為手段の能力の意味で第三格接尾辞が起こる」によって行為主体の能力を意味する第三格接尾辞のみが起こる。

A 2.3.25は「女性でなく性質である実現因の能力の意味で第三格接尾辞だけでなく第五格接尾辞

も任意に起こる」ということを規定するものである。女性ではなく性質である実現因の場合には、“jādyena baddhaḥ”「彼は愚かさを実現因として拘束された」という用例におけるように、A 2.3.23 によって第三格接尾辞が起こることも、“jādyād baddhaḥ”という用例におけるように、A 2.3.25 によって第五格接尾辞が起こることも可能である。女性ではなく性質ではない実現因の場合には、“dhanena kulam”「財産を実現因とする名家」という用例におけるように、A 2.3.23 によって第三格接尾辞のみが起こる（財産は実体）。また、女性である場合には、たとえ性質であっても、“buddhyā muktaḥ”「彼は〔正しい〕認識を実現因として解放された」という用例におけるように、A 2.3.23 によって第三格接尾辞のみが起こる（認識は性質）。

2.3. 問題点

上記の規則のみによっては、実現因の能力を意味する第五格接尾辞のすべての用例は説明がつかない。ジネーンドラは、その説明がつかないものとして、“putrāt pramodo jāyate”「息子から〔父親の〕歓喜が生じる」、「agnir atra dhūmāt」「煙〔の認識〕を実現因とする「この〔山〕における火」〔という認識〕」³、“nāstiha ghaṭo ’nupalabdheḥ”「非認識を実現因とする「ここに壺はない」〔という認識〕」という三つの用例を想定している。‘jāyate’ という定動詞が表示する発生行為の行為実現者として息子が意図されている“putrāt pramodo jāyate”という用例における第五格接尾辞は、A 2.3.28 と A 1.4.30 によっては説明がつかない。なぜなら、息子は、父親の歓喜の質料因ではないからである。また、火の認識の実現因として煙の認識が意図されている“agnir atra dhūmāt”における第五格接尾辞は、A 2.3.25 によっては説明がつかない。なぜなら、煙は性質ではなく実体だからである。また、壺の非存在の認識の実現因として壺の非認識が意図されている“nāstiha ghaṭo ’nupalabdheḥ”という用例における第五格接尾辞も、A 2.3.25 によっては説明がつかない。なぜなら、非認識 (anupalabdhi) は性質であるが女性だからである。また、実際には、上記以外の実現因、すなわち、自立的な実体としての実現因の能力の意味でも第五格接尾辞が使用されることがあるが、それも A 2.3.25 によっては説明がつかない。

3. ジネーンドラ

3.1. 行為実現者としての非質料因の能力への意味の拡張

ジャヤーディティヤ (Jayāditya) は、A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ を次のように注釈している。Kāśikā on A 1.4.30 (1. 543: 7-544: 2): janeḥ kartā janikartā / janyarthasya janmanaḥ kartā jāyamānaḥ, tasya yā prakṛtiḥ kāraṇaṃ hetuḥ, tat kārakam apādānasañjñam bhavati / śṛṅgāc charo jāyate / gomayād vṛściko jāyate /

【規則解釈】‘janikartā’〔という複合語は第六格タットプルシャであり〕「動詞語基‘jan’〔の意味である発生行為〕の行為主体」〔というように分析される〕。動詞語基‘jan’の意味、〔すなわち、〕発生行為の行為主体、〔すなわち、〕生じつつある主体、その prakṛti、〔すなわち、〕原因

(kāraṇa)、〔すなわち、〕 実現因 (hetu) は、行為実現者であるとき、「分離始点」という文法用語で呼ばれる。【実例】“śṛṅgāc charo jāyate”「角〔という質料因〕から矢が生じる」「gomayād vṛściko jāyate」「牛糞〔という質料因〕から蠍が生まれる」

注目すべきは、彼が‘prakṛti’「質料因」という表現を「原因」(kāraṇa)、「実現因」(hetu) と解釈していることである。これは、第一義的に質料因を意味する‘prakṛti’という表現を彼が実現因一般を意味するものとして解釈しようと意図していたことを示唆している。しかし、彼は、用例としては、パタンジャリに従って、質料因のみを挙げている。そのせいでジャヤーディティヤの意図は不明瞭な点を残すことになり、その結果として、ジネンドラは、「ジャヤーディティヤは‘prakṛti’という言葉が実現因一般を意図したものであるとみなしている」と解釈するのに対し、ハラダッタは、後述するように、「パタンジャリに従って、質料因のみを意図したものとみなしている」と解釈する。

ジネンドラは、この解釈のもと、パーニニが A 1.4.30 で ‘prakṛtiḥ’ と表現している意図を次のように説明する。

Nyāsa on A 1.4.30 (1. 544: 25-32): atha prakṛtigrahaṇam kimartham / yāvata ‘dhruvam’ ity anuvartate / dhruvam cāvadhibhūtam ity uktam / janikartuś cāvadhīḥ kāraṇam eva bhavati / tatrāntareṇāpi prakṛtigrahaṇam prakṛter eva bhaviṣyati / naitad asti / “putrāt pramodo jāyate” ityādau putrāder apy apādānasañjñā yathā syād ityevamarthaṃ prakṛtigrahaṇam / dvidiham hi kāraṇam upādānakāraṇam sahakārikāraṇam ca / tatra yat kāryeṇābhinnadeśam, tad upādānakāraṇam, yathā ghaṭasya mṛtpiṇḍaḥ / sahakārikāraṇam yat kāryeṇa bhinnadeśam, yathā tasyaiva daṇḍacakrādi / tatrāsati prakṛtigrahaṇe pratyāsatter upādānakāraṇasyaiva syāt, netarasya / prakṛtigrahaṇe tu sati sarvasyaiva kāraṇamātrasya bhavati /

【反論】 [A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ における] ‘prakṛtiḥ’ 「原因」という表現は何のためか。というのも、[A 1.4.24 dhruvam apāye ‘pādānam における] ‘dhruvam’ 「固定点」という〔表現〕が [A 1.4.30 に] 継起する。そして、[この] 固定点とは [分離の] 始点 (avadhi) であるということ、すでに [ジャヤーディティヤによって A 1.4.24 に対する注で] 述べられた。そして、発生行為の行為主体の [分離の] 始点は原因にほかならない。その場合、‘prakṛtiḥ’ という表現がなくても、原因のみが [「分離始点」という文法用語で呼ばれることに] なるだろう。

【答論】 このようなことはない。“putrāt pramodo jāyate” 「息子〔という非質料因〕を通じて、〔父親に〕 歓喜が生じる」などという〔用例〕において、息子なども「分離始点」という文法用語で呼ばれるようにしなければならないというこのような目的のために、‘prakṛtiḥ’ という表現がある。というのも、原因は、質料因と共働因という二種に分類される。その〔二種の原因〕のうち、結果と同じ場所にある〔原因〕が質料因である。例えば、壺の〔原因である〕土塊のように。結果と異なる場所にある〔原因〕が共働因である。例えば、同じそれ（壺）の〔原因である〕棒や轆轤などのように。その〔二種の原因〕のうち、‘prakṛtiḥ’ という表現がなければ、〔発生行為主体との場所における〕近接性を通じて、質料因のみが [「分離始点」という文法用

語で呼ばれることに] なり、他方（共働因）は〔その文法用語で呼ばれ〕ないことになるだろう。一方、‘prakṛtiḥ’ という表現があれば、原因一般はすべて残らず〔その文法用語で呼ばれることに] なる。

ジネーンドラが想定する反論者によれば、A 1.4.24 dhruvam apāye ‘pādānam から、A 1.4.30に ‘apādānam’ という表現と共に ‘dhruvam’ という表現が継起する。その結果、A 1.4.30は、“janikartur dhruvaṃ prakṛtir apādānam” というものになり、「発生行為の行為主体の始点である原因（実現因一般）は、「分離始点」という文法用語で呼ばれる」という意味になる。しかし、発生行為主体の始点は実現因一般にほかならない。その場合、“janikartur dhruvam apādānam” だけで意図した意味は成立するので、‘prakṛtiḥ’ という表現は無意味になってしまう。

ジネーンドラは、上記の反論を次のように否定する。実現因は、質料因と共働因という二つの下位分類を持つ。それらのうち、質料因は結果と同じ場所にあり、共働因は結果と異なる場所にある。例えば、壺作りが轆轤やそれを回転させる棒などを用いて土塊から壺を作る場合、壺と同じ場所にある土塊は質料因であり、壺と異なる場所にある壺作りや轆轤や棒などは共働因である。しかし、“janikartur dhruvam” 「発生行為の行為主体の始点」という表現だけでは、場所の近接性のせいで質料因しか表示されないの、共働因の方は「分離始点」という文法用語で呼ばれないことになってしまう。そのことを回避するために、パーニニは、‘prakṛtiḥ’ 「実現因一般」と表現したのである。その結果として、“putrāt pramodo jāyate” という用例における歓喜の共働因である息子を表示する ‘putra’ という名詞語基の後ろの第五格接尾辞も、A 1.4.30によって正当化されることになる。

3.2. 属性一般である実現因の能力への意味の拡張

ジネーンドラは、A 2.3.25 vibhāṣā guṇe ‘striyām における ‘guṇe’ という表現が性質を意味している場合には、性質ではない実現因の能力の意味で使用されている第五格接尾辞が正当化できないという問題を意識して、次のように述べている。

Nyāsa on A 2.3.25 (2. 182: 24-25) : guṇaśabdena cātra sambandhimātraṃ parārtharūpāpanam ucyate / tena “agnir atra dhūmāt” ity atrāpi siddham bhavati /

また、この〔規則〕において、‘guṇa’ という言葉によって、他者を目的とする様相を獲得した〔主要要素と〕関係する〔事物〕一般〕が表示されている。よって、“agnir atra dhūmāt” 「煙〔の認識〕を実現因とする「ここにおける火」〔という認識〕」というこの〔用例〕においても、〔第五格接尾辞は〕成立することになる。

パーニニ文法学において、‘guṇa’ という言葉は、いわゆるヴァイシェーシカ哲学における〈性質〉を意図しているケースと⁴、文法学に特有の他に依拠する〈属性〉を意図しているケースがある⁵。A 2.3.25における ‘guṇe’ という表現が性質を意図している場合には、実体・行為・普遍はこの規則で意図されていないことになり、それが属性を意図している場合には、他に依拠するものであれば、性質だけでなく、実体・行為・普遍も意図されていることになる。ジネーンドラによれば、

この規則における‘guṇe’という表現は、性質ではなくて、他に依拠している属性一般を意味している。したがって、この規則によって、何らかの基体に依拠しているものであれば、性質以外の実現因を表示する名詞語基の後ろにも第五格接尾辞が起こることになる。例えば、“agnir atra dhūmāt”という用例において、「ここにおける火」という推理知の実現因として意図されている煙は実体であるが〈ここ〉という基体に依拠した〈属性〉であるから、この規則によって‘dhūmāt’という単語の第五格接尾辞は正当化される。ここで具体的な用例は挙げられていないが、何らかの基体に依拠するものである行為や普遍としての実現因を表示する単語の第五格接尾辞もこの規則によって正当化されることになる。

3.3. 女性である属性としての実現因の能力への意味の拡張

ジネーンドラは、A 2.3.25 vibhāṣā guṇe ‘striyām’ によっては、‘astriyām’「女性ではない」という限定句のせいで、女性である属性としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞が正当化できないという問題を意識して、次のように述べている。

Nyāsa on A 2.3.25 (2. 182: 25-27): nanu ca ‘astriyām’ ity ucyate / tena “nāstiha ghaṭo ‘nupalabdheḥ’ ityādi na sidhyati / naitad asti / “vibhāṣā guṇe” iti yogavibhāgaḥ kartavyaḥ / tena yatreṣyate, tatra yogavibhāgād iṣṭasiddhir iti striyām api bhavaty eva /

【反論】しかし、[A 2.3.25で] ‘astriyām’「女性ではない」と明言されている。よって、“nāstiha ghaṭo ‘nupalabdheḥ’”「〔壺の〕非認識を実現因とする「ここに壺はない」〔という認識〕」などという〔用例〕は成立しない。

【答論】このようなことはない。“vibhāṣā guṇe”「属性である実現因の能力の意味で、第三格接尾辞だけでなく第五格接尾辞も任意に起こる」というように、規則分割がなされるべきである。よって、〔語形が〕望ましい場合には、規則分割を通じて望ましい〔語形〕は成立するから、女性である場合にも〔属性である実現因の能力の意味で第五格接尾辞は〕必ず起こる。

彼は、A 2.3.25における「女性ではない」という限定句を取り除いた“vibhāṣā guṇe”という分割規則を通じて、上記の問題を回避しようとしている。というのも、望ましい語形の成立のために規則分割はなされるべきだからである (cf. PĪŚ 114 yogavibhāgād iṣṭasiddhiḥ)。この分割規則を通じて、“nāsti ghaṭo ‘nupalabdheḥ’”という用例における‘anupalabdheḥ’という女性である属性としての実現因である非認識を表示する第五格接尾辞で終わる単語は正当化されることになる。

3.4. 実現因一般の能力への意味の拡張

実際には、負債や属性だけでなく、他に依拠していない実体としての実現因の能力の意味でも、第五格接尾辞が使用されるケースがある。しかし、このようなケースを含めた実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞は、前述の規則や規則解釈によっては正当化できない。ジネーンドラは、この問題を解決する方法を、A 4.3.81 hetumanuṣyebhyo ‘nyatarasyāṃ rūpyaḥ」に求めている。

この規則は、A 4.3.74 tata āgataḥ から“tata āgataḥ”という表現が継起し、「第五格接尾辞で終

わり、意味的連関を持ち、実現因、および、〈実現因ではない人間〉を表示する単語の後ろに、その性・数・時間が意図されていない‘āgataḥ’「やってくる主体」という単語の意味で、任意に taddhita 接辞 rūpya が起こる」ということを規定している。例えば、実現因を表示する‘samāt’「同じ実現因から」の後ろに、〈やってくる主体〉という意味で taddhita 接辞 rūpya が起こり、A 2.4.71 supo dhātuprātipadikayoḥ「動詞語基と名詞語基の部分である格接尾辞の代わりにゼロという代置要素が起こる」によって‘samāt’という単語 (sama-ÑasI) の第五格接尾辞 (ÑasI) がゼロ代置された後で、‘samarūpyam’「同じ実現因からやってくる主体」という語形が成立する。

この規則について、ジネーンドラは次のように述べている。

Nyāsa on A 4.3.81 (3. 672: 25-27): samād āgatam iti / samād dhetoḥ āgatam ity arthaḥ / kena punar iha pañcamī / asmād eva jñāpakāt / yad ayaṃ pañcamyantāt pratyayam āha, tato jñāyate — hetau pañcamī bhavati /

“samād āgatam”という〔表現〕は「同じ実現因からやってくる主体」という意味である。

【反論】では、どの〔規則〕を通じて、この〔表現〕において第五格接尾辞が起こっているのか。

【答論】まさにこの理解させる主体〔である規則〕(A 4.3.81)を通じてである。この〔規則〕が「第五格接尾辞で終わる〔単語〕の後ろに〔taddhita〕接辞〔rūpya〕が起こる」ということを規定していることを通じて、「実現因〔一般の能力〕の意味で第五格接尾辞が起こる」ということが理解される。

‘samarūpyam’という単語の意味の分析文である“samād āgatam”における第五格接尾辞は、‘sama’という名詞語基の意味が実現因一般、すなわち、属性だけでなく自立的な実体としての実現因も意味しうるので、前述の規則や規則解釈によっては正当化できない。そこで、ジネーンドラは、直接的に規定する規則はないとしても、この A 4.3.81こそが「第五格接尾辞は実体を含めた実現因一般を意味する」ということを間接的に理解させると主張する。なぜなら、この規則は、「実現因を表示する〈第五格接尾辞で終わる単語〉の後ろに taddhita 接辞が起こる」ということを規定することを通じて、間接的に「第五格接尾辞が実現因一般の能力を意味する」ということも理解させるからである。

以上のように、彼は、自立的な実体を含めた実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞を A 4.3.81によって正当化しようとしている。

4. 後代のパーニニ文法学者たちによるジネーンドラ批判

後代のパーニニ文法学者、ハラダッタ、バットージ、ナーゲーシャは、上記のジネーンドラによる第五格接尾辞の意味の拡張を正当化する方法について異議を唱え、彼とは別の方法をとっている。

4.1. 行為実現者である非質料因の能力への意味の拡張

ハラダッタは、A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ における ‘prakṛtiḥ’ という表現は質料因のみを表示していると考え、ジャヤーディティヤもそのように考えていると解釈している。もっとも、前述のジネンドラの解釈もオプションとして受け容れている⁶。行為実現者である共働因の能力を意味する第五格接尾辞に関するハラダッタ自身の正当化は不明である。

バトージは、行為実現者である共働因の能力を意味する第五格接尾辞が A 2.3.28 と A 1.4.30 によって正当化されることを認めている。というのも、彼は A 1.4.30 の実例として『シャブダカウストゥパ』では “putrāt pramodo jāyate” という用例を挙げているからである⁷。また、『シッダーンタカウムディー』では “brahmaṇaḥ prajāḥ prajāyante” 「ブラフマー神〔という非質料因〕から生物たちは生じる」「ブラフマン〔という質料因〕から生物たちは生じる」という用例を挙げ、自注で、この用例は、「A 1.4.30 における ‘prakṛtiḥ’ という表現は実現因一般を意図している」というジネンドラの解釈と「この表現は質料因のみを意図している」というパタンジャリの解釈に共通の実例であるとしている。すなわち、この用例において、第五格接尾辞は、‘brahmaṇaḥ’ という第五格接尾辞で終わる単語が男性のブラフマー神を表示している場合には、非質料因の能力を意味し、その単語が中性のブラフマンを表示している場合には、質料因の能力を意味している。この用例は、前者の場合にはジネンドラの解釈による A 1.4.30 の実例となり、後者の場合にはパタンジャリの解釈による A 1.4.30 の実例となる⁸。ただし、パタンジャリの解釈を採用した場合における行為実現者である非質料因の能力を意味する第五格接尾辞を彼がどのように正当化しているかは不明である。

一方、ナーゲーシャは、「この表現は質料因のみを表示している」と考えて、次のように、ジネンドラの見解をはっきりと否定し、非質料因（共働因）の能力を意味する第五格接尾辞の用法を別の仕方で正当化している。

BŚÍŚ on A 1.4.30 (2. 907: 7-12): ‘hetuḥ’ ity upādānakāraṇam ity arthaḥ, prakṛtiśabdasya tatraiva prasiddheḥ, prāguktapratyākhyānaparabhāṣyādisammatatvāc ca / ... “putrāt pramodaḥ” ityādāv upādānatvāropeṇa, “vibhāṣā” iti yogavibhāgād vā pañcamīty āhuḥ / etena — prakṛtigrahaṇam hetumātraparam, “putrāt pramodo jāyate” ity apy udāharaṇam — iti vṛttiḥ parāstā /

〔『シッダーンタカウムディー』における〕「実現因」というのは、〈質料因〉という意味である。なぜなら、‘prakṛti’ という言葉がそれ（質料因）のみを意味することは、周知されており、また、前述の〈[A 2.3.25-31と追加規定の] 否定を意図したバーシャ〉⁹などで認められているから。〈中略〉“putrāt pramodo jāyate” などという〔用例〕における第五格接尾辞は、〔息子という非質料因に〕質料因性を付託することで〔A 2.3.28と A 1.4.30によって〕起こるか、あるいは、〔A 2.3.25を〕“vibhāṣā” 「実現因一般の能力の意味で第三格接尾辞だけでなく第五格接尾辞も任意に起こる」というように規則分割することで起こる」と〔学者たちは〕述べている。このことによって ‘prakṛtiḥ’ という表現は実現因一般を意図している。“putrāt pramodo jāyate”

という〔用例〕も〔A 1.4.30の〕実例である」という〔ジネーンドラ〕注も否定されたことになる。

ナーゲーシャは、‘prakṛti’という言葉が質料因のみを意味することが世間において周知されており、また、パタンジャリも質料因のみの能力を意味する第五格接尾辞の用例を A 1.4.30の実例として挙げているという理由から、「この表現は実現因一般を表示している」というジネーンドラの解釈を否定している。また、前述の通り、ジネーンドラの解釈の目的は、“putrāt pramodo jāyate”という用例を A 1.4.30によって正当化することにあつたが、ナーゲーシャは、この用例を二通りの方法で正当化している。一つ目は、ジネーンドラと同じく、A 1.4.30によるものである。ただし、ジネーンドラとは違って、A 1.4.30における‘prakṛtiḥ’という表現は、あくまで質料因のみを表示し、共働因に対する質料因性の付託を通じて、転義的に共働因も表示すると考えている。二つ目は、A 2.3.25 vibhāṣā guṇe ‘striyām’を“vibhāṣā”と“guṇe ‘striyām”に規則分割し、前者によって正当化することである¹⁰。この場合、息子は、分離始点という発生行為の行為実現者としてではなく、実際に実現していなくても父親の喜びを実現する能力を持った実現因として意図されていることになる¹¹。

4.2. 実現因一般の能力への意味の拡張

前述のように、ジネーンドラは、実現因一般の能力の意味で第五格接尾辞が起こることを、そのことを間接的に理解させるものとしての A 4.3.81を通じて正当化していた。そのことをハラダッタは次のように否定している。

PM on A 4.3.81 (3. 672: 17-20): tatra “hetau” iti tṛtīyā prāpnoti / jñāpakāt siddham / yad ayam pañcamyantād dhetoḥ pratyayam āha, tad jñāpayati — bhavati hetau pañcamī — iti / naitad asti jñāpakam, yatra “vibhāṣā guṇe” iti pañcamī, tadartham etat syāt “jāḍyād āgataḥ” iti / tasmāt “vibhāṣā guṇe” ity atra “vibhāṣā” iti yogavibhāgād aguṇavacanād api pañcamī bhavati /

【反論】 それ（‘samarūpyam’ という単語の意味の分析文である “samād āgatam”）において、A 2.3.23 hetau を通じて〔第五格接尾辞ではなく、‘samena’ というように〕第三格接尾辞が結果する。

【ジネーンドラ】 理解させる〔A 4.3.81〕を通じて、〔第五格接尾辞が〕成立する。これ（A 4.3.81）が第五格接尾辞で終わる実現因〔を表示する単語〕の後ろに接辞が起こることを規定していることが、「実現因〔一般の能力〕の意味で第五格接尾辞が起こる」ということを理解させる。

【ハラダッタ】 これは〔そのことを〕理解させるものではない。これは、〔A 2.3.25の〕“vibhāṣā guṇe” という〔規則分割を通じて、‘jāḍyarūpaḥ’ という単語の分析文〕“jāḍyād āgataḥ” 〔における非女性の実現因の能力を意味する〕第五格接尾辞を成立させるためのものである。それゆえに、“vibhāṣā guṇe” というこの〔分割規則〕における〔さらなる〕“vibhāṣā” という分割規則を通じて、〔“samād āgatam” というように〕非性質を表示する〔名詞語基〕の後ろにも第五格接尾辞が起こることになる。

ハラダッタによれば、A 4.3.81は、「第五格接尾辞は実現因一般の能力を意味する」ということを

理解させるのではなく、A 2.3.25における“vibhāṣā guṇe”という分割規則、および、“vibhāṣā”というさらなる分割規則の根拠となるものである。前述のように、ジネーンドラは、非女性である実現因の能力を意味する第五格接尾辞を正当化するために“vibhāṣā guṇe”という規則分割を認めていたが、ハラダッタは、それをさらに“vibhāṣā”と規則分割することを通じて、実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞を正当化しているのである。この“vibhāṣā”という規則分割は、バットージとナーゲーシャによって受け容れている。ただし、バットージは、ハラダッタとは違って、“vibhāṣā guṇe”という分割規則の必要性を認めず、“vibhāṣā”という分割規則のみを認めており、ナーゲーシャもそれに従っている¹²。

また、前述のように、ジネーンドラは、他者を目的とする他律的な実体としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞を A 2.3.25によって正当化するために、その規則における‘guṇe’という表現は性質ではなく属性を表示していると解釈した。それについて、ハラダッタは、この表現は性質を表示するという見解と属性を表示するという見解の両方を紹介するにとどめている¹³。また、バットージは、この表現は性質を表示すると解釈した上で、ジネーンドラの解釈も紹介しており¹⁴、ナーゲーシャは、バットージに従って、この表現は性質のみを表示すると解釈している¹⁵。

結論

ジネーンドラは、実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞の用法を次のように正当化している。まず、分離始点という行為実現者としての実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞は、A 2.3.28 apādāne pañcamī と A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ によって正当化される。なぜなら、A 1.4.30 における‘prakṛtiḥ’という表現は、質料因だけでなく共働因も含めた実現因一般を表示しているからである。また、行為実現者ではない実現因一般のうち、女性ではない性質としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞だけでなく、女性ではない行為、普遍、他律的な実体としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞も、A 2.3.25 vibhāṣā guṇe ‘striyām によって正当化される。なぜなら、この規則における‘guṇe’という表現は、他律的な事物一般としての属性を表示しているからである。また、これらが女性である場合でも、その能力を意味する第五格接尾辞は、この規則における“vibhāṣā guṇe”という分割規則によって正当化される。さらに、それ以外、すなわち、自立的な実体としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞は、「実現因一般の能力の意味で第五格接尾辞が起こる」ということを間接的に理解させる A 4.3.81 hetumanuṣyebhyo ‘nyatarasyāṃ rūpyaḥ によって正当化される。

ハラダッタは、ほとんどのジネーンドラの解釈をオプションとして認めているが、A 4.3.81が「実現因一般の能力の意味で第五格接尾辞が起こる」ということを理解させるという解釈だけははっきりと否定している。その代わりに、行為実現者ではない実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞を A 2.3.25における“vibhāṣā guṇe”という分割規則をさらに“vibhāṣā”と規則分割することで正当化している。

バトージは、「行為実現者である実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞は A 2.3.28 と A 1.4.30 によって正当化される」というジネンドラの見解についてはそのまま採用している。一方、ジネンドラとは違って、A 2.3.25 における ‘guṇe’ という表現は属性ではなく性質のみを表示していると解釈し、この規則によって正当化されるのは、行為実現者ではない、女性でない性質としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞のみであるとした。それ以外、行為実現者ではない、女性である性質、すべての性の実体・行為・普遍としての実現因の能力を意味する第五格接尾辞は、A 2.3.25 における “vibhāṣā” という分割規則によって正当化されるとし、自身ではジネンドラとハラダッタとは違って “vibhāṣā guṇe” という規則分割の必要性を認めておらず、紹介するにとどめている。

ナーゲーシャは、行為実現者である実現因一般の能力を意味する第五格接尾辞以外については、バトージに従っている。彼によれば、A 1.4.30 における ‘prakṛtiḥ’ という表現は質料因のみを表示している。したがって、“putrāt pramodo jāyate” という用例において、父親の喜びの共働因である息子は発生行為の行為実現者である分離始点としてではなく、その喜びの実現因である実体として意図されており、A 2.3.28 と A 1.4.30 によってではなく、A 2.3.25 における “vibhāṣā” という分割規則によってのみ第五格接尾辞が正当化される。あるいは、息子が行為実現者として意図されているとした場合には、共働因に対する質料因性の付託を通じて転義的に A 1.4.30 が息子に適用されることで、A 2.3.28 によって第五格接尾辞が正当化される。

略号と参考文献

一次文献

- A: *Aṣṭādhyāyī* of Pāṇini. See Cardona [1997].
 Kāśikā: *Kāśikāvṛtti* of Jayāditya and Vāmana. See Mīśra [1985].
 Nyāsa: *Kāśikāvivarāṇaṣāncikā* of Jinendrabuddhi. See Mīśra [1985].
 MBh: *Vyākaraṇamahābhāṣya* of Patañjali. See Vedavrata [1962-63].
 PM: *Padamañjarī* of Haradattamīśra. See Mīśra [1985].
 PMR: *Prauḍhamānoramā* of Bhattojīdikṣita. See Śāstrī [1964].
 PĪŚ: *Paribhāṣenduśekhara* of Nāgeśabhaṭṭa. See Kielhorn [1868].
 BŚĪŚ: *Bṛhacchabdenduśekhara* of Nāgeśabhaṭṭa. See Śāstrī [1960].
 LŚĪŚ: *Laghuśabdenduśekhara* of Nāgeśabhaṭṭa. See Mīśra [2003].
 VP: *Vākyapadīya* of Bhartṛhari. See Rau [1977].
 VSM: *Vaiyākaraṇasiddhāntamañjūṣā* of Nāgeśabhaṭṭa. See Śukla [1977].
 ŚK: *Śabdakaustubha* of Bhattojīdikṣita. See Dvivedi and Mokāṭe [1991].

二次文献

- Cardona [1997]: Cardona, George, *Pāṇini: His Work and Its Traditions*. Vol. 1, 2nd Edition, Revised and Enlarged. Varanasi: Motilal Banarsidass Publishers.

- Dvivedī and Mokāṭe [1991]: Dvivedī, Vindhyeśvarīprasāda, and Mokāṭe Gaṇapatiśāstrī, Ed., *Śabdakaustubha of Śrī Bhaṭṭoji Dikṣita*. 2 Vols, 2nd edition. Varanasi: Chowkhamba Sanskrit Series Office.
- Kielhorn [1868]: Kielhorn, Franz, Ed., *Paribhāshenduśekhara of Nāgojibhaṭṭa*. Part 1. Bombay: The Induprakash Press.
- Miśra [1985]: Miśra, Śrīnārāyaṇa, Ed., *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana (Along with Commentaries Vivaraṇapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra)*. 6 Vols. Varanasi: Ratna Publications.
- Miśra [2003]: Miśra, rāmanārāyaṇa, Ed., *Laghuśabdenduśekharaḥ (Avyayibhāvāntaḥ) kārakāntaśraiddharīṭīkāyutaḥ*. Allahabad: Ganganatha Jha Kendriya Sanskrit Vidyapeetha.
- Rau [1977]: Rau, Wilhelm, *Bharṭhari's Vākyapadīya: Die Mūlakārikās nach den Handschriften herausgegeben und mit einem Pāda-Index versehen*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- Śāstrī [1960]: Śāstrī, Sītārāma, Ed., *Nāgesabhaṭṭaviracitaḥ Bṛhacchabdenduśekharaḥ*. 3 Vols. Varanasi: Vranaseya Sanskrit Vishvavidyalaya.
- Śāstrī [1964]: Śāstrī, Sītārāma, Ed., *Prauḍhamanoramā of Śrī Bhaṭṭoji Dikṣita Together with Bṛhacchabdaratna an Unpublished Commentary of Śrī Hari Dikṣita and Laghuśabdaratna of Śrī Nāgeśa Bhaṭṭa*. Vol. 1. Varanasi: Banaras Hindu Univesity.
- Sukla [1977]: Śukla, Kālikā Prasāda, Ed., *Vaiyākaraṇasiddhāntamañjūśā by Nāgeśa Bhaṭṭa*. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit Vishvavidyalaya.
- Vedavrata [1962-63]: *Śrībhagavatpatañjaliviracitaṃ Vyākaraṇamahābhāṣyam*. 5 Vols. Gurukul Jhajjar (Rohatak): Harayāṇā Sāhitya Saṁsthānam.
- 小川 [1996]: 小川英世、『新文法学派における Kāraka 理論の研究』研究結果報告書、広島：広島大学文学部。

注

- ¹ A 1.4.25 bhītrārthānām bhayahetuḥ 「〈怖れる行為〉と〈守る行為〉を意味する動詞語基が使用されるとき、〈恐怖の原因〉は「分離始点」という文法用語で呼ばれる」も、原因に関わる規則であるが、本稿で扱う〈原因の能力を意味する第五格接尾辞の用法〉に深く関わらないので、ここでは扱わない。
- ² Kāśikā on A 2.3.23 (2.180: 7): phalasādhanayogyaḥ padārtho loke hetur ucyate / (「結果を実現する能力を持つ実在者(単語の意味)が世間において「原因」と呼ばれている」)
- Nyāsa on A 2.3.23 (2.181: 20-21): anīṣpādayann api phalaṃ tatsādhanayogyaḥ padārtho loke 'hetuḥ' ity ucyata iti yogyagrahaṇam / (「現に結果を実現していなくても、その〔結果〕を実現する能力を持つ実在者は、世間において「原因」と呼ばれるから、〔ジャヤーディティヤは〕「能力を持つ」という言葉を述べている」)
- PM on A 2.3.23 (2. 180: 18-19): loke hy anīkurādīkāryotpādane yogyatāmātraprayukto 'nāsritavyāpāro dravyaguṇakriyāviṣayo bijādir hetuḥ / (「というのも、世間において、芽などという結果を生じさせる能力のみを持ち、行為に参与せず、実体・性質・行為を対象領域とする、種子などが原因である」)

- ³ “agnir atra dhūmāt” という用例において、煙は火の実現因ではなく認識因 (jñāpakahetu) であるように思われるが、そうではない。認識因は、文法学では「特徴・気づく手段」(lakṣaṇa) と呼ばれ、「原因」(hetu) とは呼ばれない。このことを踏まえてナーゲーシャは煙が実現因であることを次のように説明している。

LŚĪŚ on A 2.3.25 (343: 9-10): dhūmapadaṃ svajñāne ṛgnimatpadaṃ svajñānaviṣaye lakṣaṇikaṃ bodhyam / ([「dhūmād agnimān」という用例において、] ‘dhūmāt’ という単語は自身(煙)の認識という意味領域で、‘agnimān’ という単語は自身(火の基体)の認識という意味領域で、間接表示作用を持つものとして理解せよ)

この説明によれば、“agnir atra dhūmāt” という文は〈煙の認識を実現因とする「ここに火がある」という認識〉という意味になる。

- ⁴ パーニニ文法学では、〈性質〉は次のように定義されている。

MBh on A 4.1.44 (Śloka-vārttika): sattve nivīṣate ṛpaiti pṛthagjātiṣu drśyate / ādheyaś cākriyājaś ca so ṛsattvapraṁkṛtiṛ guṇaḥ // ([「或る」一つの実体に依拠したり[その同じ実体から]去ったりし、異なる普遍をもつ[諸個物]において経験され、[行為によって]生じさせられる[無常なものである]こともあれば、行為から生じない[常住なものである]こともあるような、実体を本質としない[実在者]が〈性質〉である)

普遍は、自身が依拠している実体から去ることも、異なる普遍を持つ複数の実体に経験されることもないから、〈性質〉ではない。また、行為は、常住であることは決してないから、〈性質〉ではない。〈性質〉は実体を本質としないから、実体は〈性質〉ではない。

- ⁵ バルトリハリは〈属性〉を次のように定義している。

VP 3.5.1: saṃsargi bhedakaṃ yad yat savyāpāraṃ pratiyate / guṇatvaṃ paratantratvāt tasya śāstra udāhṛtam // ([「およそ何であれ、[基体に] 関係し、[自身が依拠する基体を別の基体から] 差異化し、[現に差異化する] 働きを持つものとして理解されるようなものは、他に依存しているという理由から、〈属性〉であると文法学において述べられている)

- ⁶ PM on A 1.4.30 (1. 544: 9-12): ‘prakṛtiḥ’ ity asya vivaraṇam — kāraṇam iti / upādānakāraṇam ity arthaḥ / anye tu dhruvagrahaṇānūvṛttter eva prakṛtiparigrahe siddhe prakṛtigrāhaṇam kāraṇamātra-parigrahārthaṃ varṇayanti / ata eva vṛttāv uktam ‘kāraṇam’ iti, na punaḥ ‘upādānakāraṇam’ iti / tena ca “putrāt pramodo jāyate” ityādāv api bhavati / ([「ジャヤーディティヤは、A 1.4.30における] ‘prakṛtiḥ’ というこの[表現]を「実現因」と説明している。〈質料因〉という意味である。一方、別[の学者](ジネンドラ)は、[A 1.4.24から] ‘dhruvam’ という表現が継起するだけで質料因が[分離始点に]含まれることが成立する状況下で、‘prakṛtiḥ’ という表現は実現因一般を[分離始点に]含めるためであると説明している。だからこそ、『カーシカー]注]で「質料因」とではなく、「実現因」と述べられている。そして、それゆえに、“putrāt pramodo jāyate” などという[用例]においても、[息子などは分離始点と]なる)

- ⁷ ŚK (2: 119: 16-17): janikartuḥ prakṛtiḥ / jāyamānasya hetur apadānaṃ syāt / putrāt pramodo jāyate / ([「A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ [について]。生じている主体の実現因は「分離始点」[という文法用語で呼ばれる]べきである。【用例】“putrāt pramodo jāyate”])

- ⁸ PMR on A 1.4.30 (1. 706: 6-10): iha sūtre prakṛtigrāhaṇam hetumātraparam iti vṛttikṛmnamatam, “putrāt

pramodo jāyate” ity udāharaṇāt / upādānamātraparam iti tu bhāṣyakaiyaṭamatam / tadubha-
 yasādhāraṇam udāharaṇam āha — brahmaṇa iti / brahmā hiraṇyagarbhaḥ / sa ca hetur eva, na
 tūpādānam / kiṃ ca brahma māyāsabalam / tad dhi sarvakāryopādānam iti vedāntasiddhāntaḥ /
 (「この規則 (A 1.4.30) において ‘prakṛtiḥ’ という表現は実現因一般を意図している」というのがジネー
 ンドラの見解である。なぜなら、“putrāt pramodo jāyate” という〔用例〕が実例として挙げられている
 から。一方、「質料因のみを意図している」というのがパーシヤとカイヤタ注における見解である。そ
 の二つに共通の実例を “brahmaṇaḥ prajāḥ prajāyante” と述べている。ブラフマーは黄金の胎児である。
 そして、それは〔生き物たちの〕実現因〔一般〕にはかならず、質料因ではない。さらにまた、ブラフ
 マンは幻術で多様化したものである。というのも、「それはすべての結果の質料因である」というのが
 ヴェーダーンタ学の定説である。])

- ⁹ パタンジャリは、分離始点は A 1.4.24 のみによって規定できるので、それ以外の規則と追加規則は不要
 であると主張している。また、A 1.4.30 が不要であることを説明する際に、その実例として、質料因の
 能力を意味する第五格接尾辞の用例のみを挙げている。

MBh on A 1.4.30 (1: 399: 2-4): ayam api yogaḥ śakyo ’vaktum / katham “gomayād vṛściko jāyate”
 “golomāvilomabhyo dūrvā jāyante” iti / āpakrāmanti tās tebhyaḥ / yady apakrāmanti, kiṃ
 nātyantāyāpakrāmanti / santatatvāt / atha vānyāś cānyāś ca prādurbhavanti / (「この規則も言わない
 ことが可能である。【反論】 “gomayād vṛściko jāyate” “golomāvilomabhyo dūrvā jāyante” という〔用例
 における第五格接尾辞は、A 1.4.30 が言われなければ〕 どうして起こるのか。【答論】 それら (ドゥール
 ヴァー草) は、それら (牛の毛と羊の毛) から離れ去る。〔したがって、A 1.4.24 によって起こる。〕【反
 論】 もし離れ去るとすれば、どうして完全に離れ去らないのか。【答論】 [ドゥールヴァー草は] 連続し
 て〔途切れずに生じる〕から。あるいは、[ドゥールヴァー草は] 次々と異なるものとして生じる〔か
 ら〕])

- ¹⁰ ナーゲーシャは、A 2.3.25 を “vibhāṣā” と “guṇe ’striyām” に分割する根拠を、A 2.3.25 によって正当化さ
 れない、ヴァールッティカ (Vt 1a on A 3.3.1) の ‘tanudrṣṭeḥ’ という女性形である第五格接尾辞で終わ
 る単語に求めている。

LŚIS on A 1.4.30 (340: 5-8): prakṛtir upādānakāraṇam / brahma ca māyāsabalam jagadupādānakāra-
 ṇam / vṛttau hetupadam apy upādānakāraṇaparam eveti bodhyam / “vibhāṣā” ity eva siddha idam
 apādānatvena bodhanārtham / tatra hi “guṇe ’striyām” iti prāyikam, “bāhulakaṃ prakṛtes tanudrṣṭeḥ”
 iti vārttikaprayogāt / (「prakṛti とは質料因のことである。そして、ブラフマンは、幻術で多様化して
 いるとき、世界の質料因である。〔シッターンタカウムディー〕 注における ‘hetuḥ’ という単語も質料因
 を意図したものにはかならないと理解せよ。“vibhāṣā” という〔規則分割〕のみを通じて〔質料因の能
 力を意味する第五格接尾辞が〕 成立する状況下で、これ (A 1.4.30) は、〔質料因を〕 分離始点として理
 解させるためのものである。というのも、それ (A 2.3.25) のうち、“guṇe ’striyām” 「女性ではない性
 質である実現因の能力の意味で第五格接尾辞が起こる」は一般的なものである。なぜなら、〔例外的に〕
 “bāhulakaṃ prakṛtes tanudrṣṭeḥ” というヴァールッティカにおいて [‘tanudrṣṭeḥ’ という女性形の単語
 が] 使用されているから。])

- ¹¹ ナーゲーシャは、『マンジューシャー』では、二つ目の規則分割による方法を自身の見解とし、一つ目
 の付託による方法を他の学者のものとする。

VSM on A 1.4.30 (187: 5-6): “putrāt pramodo jāyate” ityādau “vibhāṣā guṇe ‘striyām” ity atra “vibhāṣā” iti yogavibhāgād dhetau pañcamī / upādānatvāropeṇety anye / (「“putrāt pramodo jāyate” などという〔用例〕において、A 2.3.25 vibhāṣā guṇe ‘striyām というこの〔規則〕において“vibhāṣā” という規則分割を通じて、実現因〔の能力〕の意味で第五格接尾辞が起こっている。「質料因性の付託によって〔A 1.4.30を通じて第五格接尾辞が起こっている〕」と他〔の学者たち〕は〔述べている〕)

¹² ŚK on A 2.3.25 (2. 231: 22-23): iha “vibhāṣā” iti yogo vibhajyate / tenāguṇe ‘pi kvacid bhavati, evam striyām api / (「これ (A 2.3.25) において“vibhāṣā” というように規則が分割される。よって、〔第五格接尾辞は、〕或る場合には非性質〔である実現因の能力〕の意味でも起こり、同様に、〔或る場合には〕非女性〔である実現因の能力〕の意味でも起こる」)

¹³ PM on A 2.3.25 (2. 182: 11-13): “sattva niveśate ‘paiti” iti lakṣitasya guṇasya grahaṇam, tadanurūpatvād udāharaṇapratyudāharaṇayor iti kecit / anye tu “parvato vahnimān dhūmavattvāt” ityādāv anena-iva pañcamīm icchantaḥ paratantramātrasya grahaṇam varṇayati, yathā “yasya hi guṇasya bhāvāt” iti / (「或る〔学者〕たちは「“sattva niveśate ‘paiti” という〔シュローカヴァールツェイカで〕定義されている性質が述べられている。なぜなら、実例と反例はそれ（性質が述べられていること）に適合するから」と〔主張している〕。一方、他〔の学者〕たちは、“parvato vahnimān dhūmavattvāt” などという〔用例〕においてこれ (A 2.3.25) のみによって第五格接尾辞が起こっていることを認めて、例えば“yasya hi guṇasya bhāvāt” という〔ヴァールツェイカの用例における〕ように、他律的〔な事物〕一般が述べられていると説明している」)

¹⁴ ŚK on A 2.3.25 (2. 231: 21-22): iha “sattva niveśate ‘paiti” iti lakṣito guṇo gṛhyate / tadanurūpatvād udāharaṇapratyudāharaṇayoḥ / (「“sattva niveśate ‘paiti” という〔シュローカヴァールツェイカで〕定義されている性質が述べられている。なぜなら、実例と反例はそれ（性質が述べられていること）に適合するから」)

ŚK on A 2.3.25 (2. 231: 24-26): kecit tu — guṇāśabdo ‘tra paratantramātraparaḥ, “yasya hi guṇasya bhāvāt” ity atra yathā / tena “vahnimān dhūmāt” ityādāv api pañcamī siddhā — ity āhuḥ / (「一方、或る〔学者〕たちは「これ (2.3.25) において、‘guṇa’ という言葉は他律的〔な事物〕一般を意図している。例えば“yasya hi guṇasya bhāvāt” というこの〔ヴァールツェイカの用例における〕ように。よって、“vahnimān dhūmāt” などという〔用例〕においても、第五格接尾辞は成立する」と主張している」)

¹⁵ BŚIŚ on A 2.3.25 (2. 913: 9): guṇa iha sañjñākriyājativyatiriktaṃ dharmamātram / (「これ (A 2.3.25) において、guṇa とは、名称、行為、普遍とは異なる属性一般のことである」)

(いしむら すぐる：人間文化研究所 客員研究員)

